

知多市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 知多市スポーツ協会の運営及び事業の遂行に貢献した者並びに知多市のスポーツ振興に寄与した者の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 特別功労表彰

ア 会長及び副会長

イ 常任理事以上の役員として功労表彰後10年以上にわたり運営及び事業の遂行に特に貢献した者

ウ 加盟団体の運営役員として功労表彰後15年以上にわたりスポーツ振興に特に寄与した者

エ スポーツ組織の指導者又はスポーツ推進委員・スポーツ委員として功労表彰後15年以上にわたりスポーツ振興に特に寄与した者

オ 優秀選手の育成に顕著な功績があった者(競技者表彰のアに該当する競技者を2回以上育成した者。)

(2) 功労表彰

ア 理事以上の役員として5年以上にわたり運営及び事業の遂行に貢献した者

イ 加盟団体の運営役員として10年以上にわたりスポーツ振興に寄与した者

ウ スポーツ組織の指導者又はスポーツ推進委員・スポーツ委員として10年以上にわたりスポーツ振興に寄与した者(スポーツ推進委員・スポーツ委員として5年以上にわたってスポーツ振興に寄与し退任した者を含む。)、並びに事務局員として運営及び事業の遂行に貢献した者

エ 優秀選手の育成に功績があった者(競技者表彰のアに該当する競技者を育成した者。)

(3) 競技者表彰

ア 日本スポーツ協会加盟団体等の主催する全国大会を経て日本代表として国際競技会に出場した者、及び日本スポーツ協会加盟団体等の主催する全国大会において第3位以内に入賞した者

イ 国民体育大会に出場した者、及び県スポーツ協会加盟団体又は県教育委員会等の主催する県大会(推薦を含む。)を経て県代表として全国大会に出場した者

ウ 県スポーツ協会加盟団体又は県教育委員会等の主催する県大会(推薦を含む。)を経て県代表として東海地区以上の地区を単位とする大会において第3位以内に入賞した者

エ 県スポーツ協会加盟団体及び県教育委員会等の主催する県大会において優勝した者

オ その他の大会において、成績が優秀(3位以内)で、知多市のスポーツ振興に寄与した者

2 被表彰者は、日本スポーツ協会スポーツ憲章に従った者とする。

3 被表彰者は、該当項目時に会員及び市内在住、在勤、又は在学者であることとする。ただし、本市を出身地とする者も対象とすることとする。

4 特別功労表彰及び功労表彰は、同一人につき各々1回限りとする。

5 特別功労表彰のアからエの表彰は退任後(退任予定を含む。)とする。

6 特別功労表彰及び功労表彰の貢献年数等について、年度を基準とする就任及び退任により貢献年数等が若干(3ヶ月程度)不足する場合、表彰審査会で年数を満たしているものとして認めることができる。

7 団体競技については、大会のチーム登録人員内とする。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、他薦とし、原則として加盟団体代表者、スポーツ推進委員長、事務局長、生涯学習スポーツ課長、学校関係は学校長がこれを行うこととする。

2 推薦者は、別に定める日までに、関係書類を事務局へ提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、毎年1月1日から12月31日までの期間を対象として、表彰審査会において行うものとする。

2 表彰審査会は、理事長・副理事長・中小体育連盟常任理事及び生涯学習スポーツ課長並びにスポーツ推進委員会委員長・副委員長をもって構成する。審査会の議長は、理事長がこれに当たる。

3 競技者表彰候補者を評価点査定し、評価点総和が80点以上に達した者を被表彰者とする。

詳細は審査内規に定める。

(表彰の方法)

第5条 表彰の方法は、表彰状を授与し、記念品を贈呈することとする。

(表彰の期日)

第6条 表彰の期日は、毎年2月とする。

(変更)

第7条 この規程は、理事会で変更することができる。

附 則

本規程は、昭和47年1月1日から適用する。

昭和52年 2月 9日 一部変更承認

昭和54年 1月31日 一部変更承認

昭和56年 2月 4日 一部変更承認

昭和62年12月18日 一部変更承認

平成 7年 9月22日 一部変更承認

平成13年 9月26日 全部変更承認

平成15年 1月22日 一部変更承認

平成15年 3月20日 一部変更承認

平成22年 1月15日 一部変更承認

平成24年 3月23日 一部変更承認

平成24年12月13日 一部変更承認

平成27年12月11日 一部変更承認

平成30年 3月16日 一部変更承認

令和 元年 5月17日 一部変更承認

令和 3年 4月 1日 一部変更承認

令和 4年 9月16日 一部変更承認